

任命権者 米沢市病院事業管理者様			所属				
			職名		氏名		
規則第53条の規定に基づき、居住の実情、住宅の所有関係等を届け出ます。							
届 け 出 の 主 な 理 由				届出事実の発生年月日			
☒ 新 規 ☐ 契約関係の変更 ☐ 住宅の所有関係の変更 ☐ 転 居 ☐ 家賃の額の改定 ☐ 支給要件の喪失 ☐ その他（ ）				年 月 日			
借 家 ・ 借 間（条例第8条の2第1項第1号）							
契 約 年 月 日		年 月 日					
契 約 期 間		年 月 日					
住宅への入居日		年 月 日					
住 宅 の 種 類		☐ 借 家 ☐ 借 間 ☐ 賄い付き下宿					
住 宅 の 所 有 者		氏名 ☐ 扶養親族（続柄 ） ☐ その他（ ）					
住 宅 の 貸 主							
住 宅 の 名 義 上 の 借 主		☐ 本 人 ☐ 扶養親族（氏名 ） ☐ 共同名義人がいる（氏名 続柄 ）					
家 賃 等		月額 円（ 年 月から） ☐ 電気、ガス又は水道料金が含まれている（ 円） ☐ 食費等が含まれている （ 円） ☐ 共同施設負担金が含まれている （ 円）					
給 与 主 管 課							
支給額の算定							
事実発生年月日		令和 年 月 日	支 給 の 増 減	係	係 長	課長補佐	課 長
提 出 年 月 日		令和 年 月 日	令和 年 月分から 円 支 給（変 更）				
受 理 年 月 日		令和 年 月 日					

《住居手当について》

1. 対象者

- ・本人の契約により月額14,000円以上の家賃を支払っているもの

2. 添付する書類

- ・賃貸借契約書の写し（契約内容、契約日、契約印がわかるすべてのページの写し）

3. 手当額 【上限28,000円】

①家賃が25,000円以下の場合

$$\text{家賃} - 14,000\text{円} = \text{住居手当額}$$

②家賃が25,000円超の場合

$$\frac{(\text{家賃} - 25,000\text{円}) \times 1}{2} + 11,000\text{円} = \text{住居手当額}$$

↑下線部の額は上限17,000円（これを超える場合は17,000円）

4. 開始・終了の時期

開始:その事実が生じた日の属する月から(月の初日の場合は、その属する月から)
※事実が生じた日から15日経過した後に届出された場合は、届出受理日の翌月
(初日の場合はその月)から

終了:要件を欠くに至った事実が生じた日の属する月まで(月の初日の場合は、その前月
まで)

※届出が遅れ、過支給の手当がある場合、遡及して返納することになります。

◎ 賃貸借契約書を参考に各項目を記入してください